

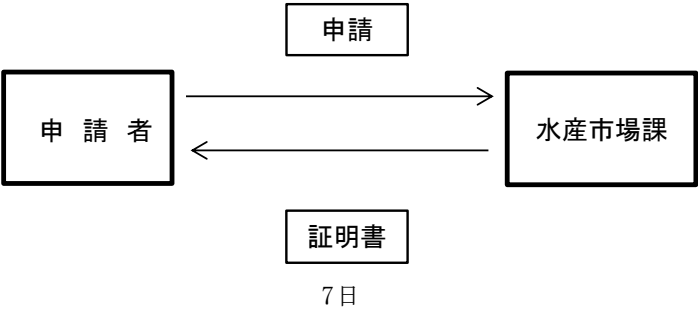
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 45

処 分 名	販売後の受託物品の検査		
処 分 の 概 要	販売後の受託物品の検査を行い、検査結果を証明する。		
根 拠 法 令 名	松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年条例第17号)		
条 項	第60条第2項		
所 管 課	水産市場課		
経由機関での処理期間		なし	
所管課での処理期間		7日	
標 準 処 理 期 間		計	7日
審 査 基 準		未設定	
【根拠法令等】 松山市公設水産地方卸売市場業務条例 (卸売代金の変更の禁止) 第60条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。 2 前項ただし書の場合において、卸売業者は、検査の結果を証する書面を必要とするときは、市長にその交付を請求することができる。 松山市公設水産地方卸売市場業務条例施行規則 (卸売代金の変更等) 第67条 条例第60条第1項ただし書の正当な理由は、卸売をした物品が次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) 市場取引の経験からして予見し難い隠れた欠陥があるとき。 (2) 表示された数量、品質及び内容に著しい差異があるとき。			

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。